平成２８年（フ）第３３５号
京都市北区紫野上鳥田町20番地
債務者　酒井　　謙
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３４６号
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字鏡田40番地15
債務者　関本明日香
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３７１号
京都市東山区今熊野南日吉町159番地の２
債務者　進藤　祐介
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３８１号
京都市西京区大原野東境谷町１丁目１番地９棟204号
債務者　坊　　育子（旧姓萩野・秦）
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３８３号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地の１　向島市営住宅５－４棟105号
債務者　和田　一夫
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３９０号
京都府宇治市大久保町旦椋50番地の１　府営西大久保団地24棟108号
債務者　山崎　美鈴
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４０３号
京都市山科区勧修寺福岡町369番地　ハイツ西井201号室、前住所京都市南区西九条大国町25番地１　ジョイアネックス東寺106号室
債務者　久次　由香
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４０７号
京都府八幡市橋本北ノ町37番地の７
債務者　川瀬　博子
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０８４号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷５丁目26番７号レオパレスメゾンエスポワール203号、申立時の住所大阪府羽曳野市郡戸300番地の10
債務者　大川　晶紀
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５９号
大阪府羽曳野市古市６丁目26―12、住民票上の住所堺市中区宮園町６番２―603号
債務者　トラスト中野こと　中野　紀幸
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１３９号
堺市中区八田北町595番地４
債務者　岡村　法子
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１５６号
大阪府羽曳野市羽曳が丘９丁目２番23号
債務者　森居　幸助
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２２４号
堺市堺区七道西町12番地22　市営七道並松団地１棟404号
債務者　前田　夕季
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２４２号
堺市南区鉢ヶ峯寺1377番地
債務者　デロバツ　ラモこと　ＤＥＬＬＯＶＡＣ　ＲＡＭＯ
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２５２号
大阪府松原市岡３丁目18番21号
債務者　藤井　孝枝
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４３号
北海道苫小牧市日吉町４丁目１番７号　コーポプリムローズＢ101
債務者　石田由紀子（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部